

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休息日  
のときは翌日)

### ◇選管告示

#### 目次

- 鳥取県議会の議員の一般選挙の実施
- 鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙長等の選任
- 鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙長の事務を行なう場所
- 鳥取県議会の議員の一般選挙に用いる投票用紙の様式
- 鳥取県議会の議員の一般選挙における仮投票用封筒等
- 鳥取県議会の議員の一般選挙における立会演説会の開催計画
- 鳥取県議会の議員の一般選挙における立会演説会において各所属の班等を決定するくじを行なう日時等
- 鳥取県議会の議員の一般選挙において候補者一人につき支出することができる金額
- 個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭和四十一年法律第百四十六号)第一条第一項の規定に基づき、鳥取県

議会の議員の任期満了による一般選挙を昭和四十二年四月十五日に行なうので、同法第二条第三号の規定により告示する。  
なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

#### 選挙区

選挙すべき議員の数

鳥取市	八人
米子市	七人
倉吉市	三人
境港市	二人
岩美郡	二人
八頭郡	五人
気高郡	二人
東伯郡	五人
西伯郡	四人
日野郡	二人

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

選挙区	選挙所		氏名		選挙長の職務代理者	
	住	所	氏名	住	所	氏名
鳥取市	鳥取市今町一丁目六八番地の一		富本 勇	鳥取市寿町七〇二番地		豊田 賢一
米子市	米子市加茂町一丁目二三番地		青戸 辰午	米子市上福原五七一番地		松田 宣之
倉吉市	倉吉市魚町		倉繁 房吉	倉吉市福吉町		中山 善満
境港市	境港市末広町六八番地		由木 末雄	境港市竹内町一二一〇番地		竹岡 貞
岩美郡	東伯郡赤碓町大字赤碓		酒林 有造	鳥取市西町四丁目二一〇番地		亀田 博
八頭郡	鳥取市朝月二二六番地		米村 正美	岩美郡岩美町大字高山		田中 万蔵
気高郡	岩美郡岩美町大字牧谷		福光 正義	鳥取市野坂一六五番地		吉田 佑吉郎
東伯郡	東伯郡羽合町上浅津		沢 末春	鳥取市吉方町二丁目五〇三番地		厨子 真一郎
西伯郡	日野郡日野町舟場		三好 義治	東伯郡赤碓町八幡		上林 由造
日野郡	米子市明治町		加藤 章	米子市上福原一五五九番地		遠藤 計

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行なう。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市尚徳町一六番地	鳥取市役所
米子市	米子市中町二〇番地	米子市役所
倉吉市	倉吉市葵町七二番地	倉吉市役所
境港市	境港市上道町一六〇番地	境港市役所
岩美郡	鳥取市東町一丁目三一〇番地	東部県税事務所
八頭郡	鳥取市東町一丁目三一〇番地	東部県税事務所
気高郡	鳥取市東町二丁目三一〇番地	東部県税事務所
東伯郡	倉吉市仲之町七三五番地	中部県税事務所
西伯郡	米子市梳町一丁目一六〇番地	西部県税事務所
日野郡	米子市梳町一丁目一六〇番地	西部県税事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙に用いる投票用紙の様式を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十五条第二項の規定により次のとおり定める。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

○注 意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

ちゆうい

こうほしや しめい らんない ひとりか  
 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

こうほしや もの しめい か  
 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

折目

折目

折目

鳥取県議会議員選挙投票

鳥取県選挙管理委員会印

表

鳥取県議会議員選挙投票

鳥取県選挙管理委員会印

裏

備考 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。

2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における仮投票用封筒及び不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における立会演説会の開催計画を鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号)第三条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同条例同条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

一 立会演説会の方法

班別編成の方法

二 立会演説会を開催すべき日時及び会場

鳥取市選挙区(第一班)

日	時	会	場
四月五日	午後一時三十分	鳥取市	湖東中学校
〃 六日	〃 七時三十分	〃	醉風小学校
〃 七日	〃 一時三十分	〃	稲葉山小学校
〃 八日	〃 七時三十分	〃	鳥取県農協会館
〃 九日	〃 一時三十分	〃	大正小学校
〃 十日	〃 七時三十分	〃	鳥取市民会館

鳥取市選挙区(第二班)

日		時		会		場	
四月五日	水	午後七時三十分	鳥取市	鳥取県農協会館			
〃	木	〃 一時三十分	〃	大正小学校			
〃	金	〃 七時三十分	〃	鳥取市民会館			
〃	土	〃 一時三十分	〃	湖東中学校			
〃	日	〃 七時三十分	〃	醇風小学校			
〃	月	〃 一時三十分	〃	稲葉山小学校			

米子市選挙区(第一班)

日		時		会		場	
四月五日	水	午後七時三十分	米子市	大篠津小学校			
〃	木	〃 七時三十分	〃	米子市公会堂			
〃	金	〃 一時三十分	〃	彦名小学校			
〃	土	〃 一時三十分	〃	日新小学校五千石校舎			
〃	日	〃 七時三十分	〃	明道小学校			

米子市選挙区(第二班)

日		時		会		場	
四月五日	水	午後一時三十分	米子市	日新小学校五千石校舎			
〃	金	〃 七時三十分	〃	米子市公会堂			
〃	土	〃 七時三十分	〃	明道小学校			
〃	日	〃 七時三十分	〃	大篠津小学校			
〃	月	〃 一時三十分	〃	彦名小学校			

倉吉市選挙区

日		時		会		場	
四月五日	水	午後七時三十分	倉吉市	中部農協会館			
〃	金	〃 七時三十分	〃	明倫小学校			
〃	日	〃 七時三十分	〃	久米中学校			
〃	火	〃 七時三十分	〃	成徳小学校			

境港市選挙区

日	四月五日	水	午後七時三十分	境港市	中浜	小学校
時	七時三十分	金	七時三十分	境	渡	小学校
会	七時三十分	日	七時三十分	境	渡	小学校

岩美郡選挙区

日	四月五日	水	午後一時三十分	国府町	谷	小学校
時	一時三十分	金	一時三十分	福部村	福部	小学校
会	一時三十分	日	一時三十分	岩美町	岩美	中学校

八頭郡選挙区

日	四月五日	水	午後一時三十分	智頭町	旧智頭	中学校
時	一時三十分	木	一時三十分	佐治村	佐治	中学校
会	一時三十分	金	一時三十分	用瀬町	用瀬	小学校

河原町

日	四月五日	水	午後一時三十分	青谷町	青谷	小学校
時	一時三十分	土	一時三十分	気高町	浜村	小学校
会	一時三十分	火	一時三十分	鹿野町	鹿野	小学校

気高郡選挙区

日	四月五日	水	午後七時三十分	東郷町	桜	小学校
時	七時三十分	木	七時三十分	羽泊村	羽泊合	中小学校
会	七時三十分	金	七時三十分	三朝町	西小学校	三朝校舎

東伯郡選挙区

日	四月五日	水	午後七時三十分	船岡町	船岡公民館	小学校
時	一時三十分	月	一時三十分	郡家町	中央	中学校
会	一時三十分	火	一時三十分	八東町	八東	小学校
会	一時三十分	水	一時三十分	若桜町	若桜	中学校

00895

日野郡選挙区

日	時	会	場
四月五日	午後七時三十分	西伯町	西伯町中央集会所
〃 六日	一時三十分	会見町	南部中学校
〃 七日	七時三十分	伯仙町	伯仙町住民集会所
〃 八日	七時三十分	大山町 日吉津村	大山第二中学校 日吉津村立スポーツセンター
〃 九日	七時三十分	名和町	名和中学校
〃 十日	七時三十分	中山町	下中山小学校

西伯郡選挙区

日	時	会	場
〃 八日	一時三十分	関金町	鴨川中学校
〃 九日	七時三十分	北条町	北条良条小学校
〃 十日	七時三十分	東伯町	浦安小学校
〃 十一日	七時三十分	赤碕町	赤碕高等学校

日	時	会	場
四月五日	午後一時三十分	日南町	日南町中央公民館

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における立  
 会演説会において、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四  
 十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第五条第二項に規定する各候補者の  
 所属の班及び最初に行なわれる立会演説会における演説の順序を決定する  
 くじを行なう日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県議会議員選挙  
 立会演説会に関する規程（昭和四十二年三月鳥取県選挙管理委員会規則第  
 一号）第六条の規定により告示する。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

三 一の班に所属することのできる候補者の数及び演説の時間

候補者の数 八人以内

演説の時間 一の班に属する候補者が四人以内のときは三十分以  
 内、五人以上のときは二十分以内

〃 七日	金	〃	一時三十分	日野町	根雨公会堂
〃 九日	日	〃	一時三十分	江府町	江府町公民館
〃 十一日	火	〃	一時三十分	溝口町	溝口小学校

選挙区	日	時	場	所
鳥取市	昭和四十二年四月二日午後五時二十分		鳥取市尚徳町一六番地	鳥取市役所
米子市	昭和四十二年四月二日午後五時二十分		米子市中町二〇番地	米子市役所
倉吉市	昭和四十二年四月二日午後五時二十分		倉吉市葵町七二番地	倉吉市役所
境港市	昭和四十二年四月二日午後五時二十分		境港市上道町一六〇〇番地	境港市役所
岩美郡	昭和四十二年四月二日午後五時二十分		鳥取市東町二丁目三一〇番地	東部県税事務所
八頭郡	昭和四十二年四月二日午後五時二十分		鳥取市東町一丁目三一〇番地	東部県税事務所
気高郡	昭和四十二年四月二日午後五時二十分		鳥取市東町二丁目三一〇番地	東部県税事務所
東伯郡	昭和四十二年四月二日午後五時二十分		倉吉市仲之町七三五番地	中部県税事務所
西伯郡	昭和四十二年四月二日午後五時二十分		米子市柁町二丁目一六〇番地	西部県税事務所
日野郡	昭和四十二年四月二日午後五時二十分		米子市柁町二丁目一六〇番地	西部県税事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に關して支出することができる金額は次のとおりであるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

選挙区	候補者一人につき支出することができる金額
鳥取市	四九七、六〇〇円
米子市	五一三、二〇〇円
倉吉市	五三六、三〇〇円
境港市	五三五、五〇〇円
岩美郡	五〇五、九〇〇円
八頭郡	四八八、六〇〇円
気高郡	四八九、四〇〇円
東伯郡	五一〇、八〇〇円
西伯郡	五一〇、一〇〇円
日野郡	五三七、八〇〇円



## 鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する施設について、同法同条第三項の規定により溝口町選挙管理委員会から次のとおり指定した旨の報告があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年三月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 定 治

溝口町隣保館

日野郡溝口町三部